

第22回 安来市農業委員会議事録

令和4年4月21日 午後2時00分 第22回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	5番 木戸 芳己君
6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君	9番 北川 正幸君
10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君	13番 板金 悟君
14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 4番 北中 宏一君

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年4月21日 1日
日程第 3	議第91号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第92号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第93号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第113号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第94号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第114号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第115号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第116号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 11	報第117号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転届出について
日程第 12	報第118号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 13	報第119号 非農地判断の実施について
日程第 14	議第95号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第22回農業委員会を始めさせていただきます。初めに、会長の了承を得ましたので、4月の人事異動によりまして、職員の異動がありましたことをご報告させていただきます。前任の原主幹につきましては、広瀬地域センター総務係に就任し、その後任として、二岡主幹が着任いたしました。また、新たに岡崎主任が着任いたしました。委員の皆様のご高配を賜りますようお願いいたします。それでは会を進めてまいりたいと存じます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君
【あいさつ】

議長：岡田 一夫君
本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君
本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第22回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
4番 北中委員です。

議長：岡田 一夫君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により9番 北川委員、10番 安松委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君
日程第3 議第91号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離300m圏内 農機具は、トラクター2台、田植機2台、耕運機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約25km農機具は、トラクター2台、田植機2台、耕運機3台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有

しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約2.5km 農機具は、トラクター1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と妻の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と2番の案件について13番板金委員お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。1番案件、2番案件について説明をさせていただきます。まず、1番案件でございますが、譲渡人は数年前から県外の方へ、住所を移しております。元々あった農地が荒れるのを心配して、すぐ近所の譲受人に耕作を依頼しておりました。普段の草刈等の管理は譲渡人が行ってきておりましたが、それもなかなかできないというようなこともありまして、今回、この申請をすることとなりました。ずっと耕作を今まで譲受人はやっていたこともあり、この申請について周りに影響を及ぼすことはないというふうに考えております。皆様の審議をよろしくをお願いをしたいと思います。それから、2番案件でございますが、2番案件の譲渡人は市外の方へ嫁いだ後で5年前に両親と死別しております。兄弟ともかなり前に死別しておまして、今回、申請地を当初は両親がやっておったわけですけど、死別してからは譲渡人の嫁ぎ先で草刈等の管理はしておりましたが、なかなかそれも難しいということで、該当地が荒廃して、周りに迷惑をかけることを心配し、誰か無償でも良いから引き受けてもらえないかというふうに私の方も、相談を受けておまして、ずっと耕作者を探しておったところでございますが、この度、譲受人が見つかりまして、この譲受人は住まいは安来市内でございますが、実家がこの申請地の側でございまして、本人も農業だけで、専門でやっていくというふうなことで、この周辺の地区の農地を積極的に耕作作業をしておりますし、地元でも担い手のなくなったところの耕作等も真剣にやっている経営者でございます。今回この事も譲受人も考えながら、すべてを譲り受けて、将来的に農業の耕作を広げていくというふうなことで、今回の申請にいたしました。この申請について周りの方へ影響を及ぼすことはないと判断しております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

続いて、3番の案件について17番吉村委員お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。3番案件についてご説明いたします。譲渡人につきましては、この申請の田んぼと畑でございますが、以前から管理をしていただいた方が亡くなられてまして、譲受人は市外に住んでおりますけども、元出身の地域がこの申請の地域にあります。そういうことで譲受人の経営拡大の希望と合しまして譲渡が成立したという事でございます。譲受人の経営につきましては、田んぼについては水稻、畑についてはトマトを植栽するという事で経営拡大を図るという事です。この譲渡によって周囲の営農に与える影響はございません。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第4 議第92号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページから12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。現在の家族は、申請者夫婦2名で自家用車2台を保有しています。長男夫婦が同居するため家族が4人となり、長男夫婦も自家用車を2台保有しているため、計4台の自家用車が必要となりました。既存の2台分は現在借地であったこともありこのたび駐車場の整備を計画しました。自宅周辺は住宅に囲まれており、申請地以外に土地もなく、やむを得ず本土地を選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する事業で、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する土地改良事業とは、昭和56年度に完了した「団体営須崎地区ほ場整備事業」のことです。転用目的は、駐車場、進入路です。現在の家族は4名で自家用車4台を保有しています。1台は既存の車庫に駐車していますが、他の3台は道路沿いの安来市所有の空き地に駐車しており、乗客があった場合も駐車場がないため同じ空き地に駐車している状態であり、

このたび駐車場を整備することを計画しました。自宅周辺は住宅に囲まれており、申請地以外に土地もなく、やむを得ず本土地を選定されたものであります。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。現在の墓地は、自宅から約200m離れた急傾斜地にあり、あぜ道の登り坂による足腰の負担などにより墓石の維持管理に不安を感じ、自宅近くに墓地を整備するものです。他の自己所有農地は現在耕作しており、周辺の宅地、雑種地もありましたが、所有者や隣接者の同意が得られないなど入手が困難であり、本申請農地以外の候補地はなく、やむを得ず本農地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について6番杉原委員お願いします。

6番 杉原 建君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について10番安松委員お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

3番の案件について1番横山委員お願いします。

1番 横山 芳明君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班18番齋藤委員お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。調査報告をいたします。今月の調査班は3班が行いました。昨日13時30分に201会議室で事務局から説明を受け、調査委員の横山委員、北川委員、新田委員、佐々木委員と私、齋藤の5名で行いました。なお、事務局より名原係長と實重局長が同行しております。番号1の調査報告をいたします。申請は4条申請で、露天駐車場の造成です。なお、転用要件につきましては先ほど事務局より報告がありましたので、重複するかもしれませんが、簡単に説明させていただきます。現地では地元委員の杉原委員より申請内容の説明を受けました。現在、2人家族で車を2台保有しているが、長男夫婦が同居すると車が4台となり、来客用の事も考え駐車場を整備することになったものでございます。申請地は西側に住宅があり、周りは市道で囲まれており、他の農地に影響を及ぼすことはありません。施工方法につきましては高さが道路高と同じく、砂利を敷く程度で汚水はなく、雨水は地下浸透としますが、流水は東側道路側溝に流します。転用面積につきましては議案書通りでございます。調査班としましては、添付書類も揃っており、許可相当と判断いたしました。続いて番号2の調査報告

をいたします。申請は4条申請で、転用目的は申請地を駐車場と進入路にするものです。現地では、地元委員の安松委員から申請内容の説明を受けました。現在4人家族で4台の車を所有しているが、1台の駐車場しかなく、近くの空き地に駐車しております。申請地は市道に面しており、車の出入りに便利なので、東側隣接地は宅地で、西側隣接地は自己所有の畑であり、他の農地に影響を及ぼすことはありません。施工方法としましては整地のみで、雨水は地下浸透として、流水は既存の水路に放出します。調査班としましては、添付書類も揃っており、許可相当だと判断いたしました。番号3の調査報告をいたします。申請は4条申請で、転用目的は墓地及び墓地用地でございます。現地では、地元委員の横山委員から申請内容の説明を受けました。現在の墓地は、自宅から約200m離れた急傾斜地を上ったところにあり、家族の高齢化もあり墓地の移転が必要になったものでございます。申請地を選択した理由としましては、自己所有の雑種地もありましたが、周辺宅地の所有者や隣接者の同意が得られず、当地を選択したものでございます。施工方法としましては、申請地周辺は全て自己所有の宅地や農地であり、他の農地に影響を及ぼすことはありません。雨水につきましては自然流下と地下浸透です。なお、汚水は発生いたしません。調査班としましては、添付書類も揃っており、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第93号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。14ページに案件の内容、15ページから16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、分家住宅で権利の種類は使用貸借権の設定です。本件はすでに一部を駐車場として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。このたびの転用申請により、地目が田であることがわかり、農地法の手続きがされていなかったことが判明しました。譲渡人が所有する土地は住宅敷地以外は分筆前の本申請地のみであり、農地法の手続きが必要だという認識がなく、駐車場として使用していました。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。譲受人は、2人家族で現在借家住まいをしています。手狭となったため将来を見据え申請地に分家住宅を建設するものです。近隣に農地以外の土地も探しましたが見つからず、実家に隣接した父が所有している本農地を選定しました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する事業で、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する土地改良事業とは、伯太町土地改良区が昭和52年度から昭和54年度に施行した「団体宮安田地区圃場整備事業」のことです。転用の目的は、農業用倉庫で権利の種類は使用貸借権の設定です。譲受人は土地所有者である父が経営する農業の後継者です。農業用機械・農業用資材を格納する倉庫が不足しており、このたび農業用倉庫1棟を建築するものです。建築した農業用倉庫には、農業用軽トラック2台、コンバイン1台、運搬車1台、バインダー1台、田植え機1台を格納する予定です。自宅敷地には、農業倉庫を建築する余剰地がなく、付近一帯は水稻地帯であり、申請地以外に土地はなく選定したものであります。これは、申請に係る農地を農業用施設にすることから、農地法施行令第11条第1項第2号イに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について11番新田委員お願いします。

11番 新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について15番佐々木委員お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。番号1番の調査報告をいたします。申請は5条申請で、現在借家で暮らしているが、将来を見据えて本家が所有している土地に、分家住宅1棟と駐車場を整備するものです。現地では、新田委員から申請内容の説明を受けました。まず、申請地につきまして、登記簿上は田であるが、客土を行い駐車場として利用しております。この事について本申請に合わせて、顛末書が添付されていることを申し添えます。転用計画としましては、2階建て住宅1棟と申請人家族は2名で、車を2台所有しています。隣接する本家の駐車スペースが少なく、合わせて整備をするものです。施工方法としましては、周りの農地に被害が及ばないようにコンクリート擁壁を設置します。汚水は公共集落排水を利用します。雨水につきましては、溜枘を設置して既存の水路に流入します。転用面積につきましては議案書通りでございます。調査班としましては、添付書類も揃っており、問題ないと判断いたしました。委員会の審議をお願いいたします。続きまして番号2の調査報告を行います。申請は5条申請で、農業用倉庫1棟を建築するものでございます。現地では地元委員の佐々木委員から申請内容の説明を受けました。申請人は土地所有者である父親が経営する農業の後継者であり、農業機械や農業トラック等資材を格納する倉庫が不足しておりますので、農業用倉庫を1棟建築するものでございます。施工方法としましては、申請地南側に道路高まで25cm埋め立て、雨水対策は申請地南側にU字溝を設置して、溜枘から北側の既存の水路に放出するものです。転用面積につきましては議案書通りでございます。調査班としましては、添付書類も揃っており、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 報第113号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。18ページに案件の内容、19ページから21ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、4件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は事務所兼倉庫で、権利の種類は、所有権の移転です。2番は、転用目的は犬の運動場で、権利の種類は、所有権の移転です。3番、4番は、転用目的は宅地造成で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番足立委員お願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番から4番の案件について5番木戸委員お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第94号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、25ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権15件、面積27,975㎡、使用貸借権16件、22,154㎡、全体で31件、総面積が50,129㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 井上 幸雄君

4月より農地利用集積を担当しております農林振興課の井上と申します。よろしくお願いたします。今月の利用集積計画についてでございますが、番号1番から9番及び15番が利用権設定となります。また、番号10番から14番が農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地中間管理権を設定するものでございます。いずれの案件につきましても、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第114号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

29ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。30ページから31ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第115号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

32ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。33ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第116号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による農

地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。35ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。ここで訂正がございます。賃借人の住所・氏名の欄をご覧ください。カッコ書き（農林工務部ほ場整備第二課）ではなく、正しくは広瀬土木事業所です。訂正してお詫びします。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、島根県松江県土整備事務所長、担当部署広瀬土木事業所より届出があったものです。事業名は、「安来インター線社会資本整備総合交付金事業」で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君
日程第11 報第117号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
36ページをご覧くださいこのことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。37ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君
日程第12 報第118号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
38ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。39ページをご覧ください。今月の通知は4件で、畑に地目変更3件、田に地目変更1件です。以上です。

議長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君
日程第13 報第119号 非農地判断の実施について を議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
40ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するもの

です。41ページから42ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から205筆を抽出し、昨年10月29日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地199筆、面積105,580㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、4月中を予定しています。以上です。

議長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君
日程第14 議第95号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題とします。

議長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
別冊の43ページをご覧ください。このことについて、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の審議を求めるものです。別冊の44ページから51ページにかけて審議をしていた内容が載せています。昨年から大きく異なる点があります。例年ですと、このあと今年度の安来市農業委員会の活動計画（案）について審議を求めておりましたが、令和4年度より最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等具体的に明確にすることとされました。それにより様式が大きく変わり、5月中に農地利用最適化推進委員会を開催し、その後地区別会議を経て6月の議案で審議を求める予定です。以上です。

議長：岡田 一夫君
説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
17番 吉村委員お願いします。

17番 吉村 正君
17番 吉村です。どこに該当するか、微妙なところではあるんですけども、農業委員と推進委員、もう一つ協力員がおって活動しているわけですし、具体的に協力員というのが出てこないんですけども、どこかに何らかの形で協力員さんの姿があっているんじゃないかなと思います。特に遊休農地の点検・評価については、そうあるんじゃないかと思ったり、それから新規の取組み等についての情報等も、全くないことはないんじゃないかと思っておりますので、その辺り事務局の方で、実績があるというような表現をしたらどうでしょうか。

事務局：實重 昌宏君
先ほど吉村委員さんからご指摘のありました、実際に47ページの遊休農地等については、協力員さんの協力を得てというところもございまして、その辺りの文言を活動に対する評価のところ若干加えさせていただいて、訂正させていただいて、事務局と会長の方で最終的なものを載せるという事でご理解いただけますでしょうか。

議長：岡田 一夫君
吉村委員、よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君
はい、お願いします。

議長：岡田 一夫君
その他に意見ございますでしょうか。1番 横山委員。

1番 横山 芳明君
1番 横山です。ちょっと聞いてみるんですけど、47ページですけども、2番のところで、遊休農地が解消実績7haと書いてありますけども、これはどういう状況でこの7haが、実際解消できたのかということですけど、例えばそれまで荒れていたのが、圃場整備を一緒に取り込んだために、この解消ができたという事なのか。

事務局：名原 猛君
この7.0haですけども、農地利用状況調査を、令和3年度した中で、実はですねまだやってないところを主にやったんですけど、以前にやったところも入っております、それが令和2年度までのところでA判定だった、遊休農地だったところが耕作地に変わっていたと、令和3年度です。それを抽出して合計したら7.0haありまして、その面積を入れたところでございます。

1番 横山 芳明君
それはもうその時の現地調査の判断によるものですか。

事務局：名原 猛君
はい。それで昨年ですね、私も引き継いでなんですけども、利用状況調査の結果をここに、解消面積を入れるようにという指示がありまして、そのように入れたという経緯がございます。

議長：岡田 一夫君
よろしいですか。

1番 横山 芳明君
はい。

議長：岡田 一夫君
その他にございませんか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第22回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時15分)